

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	風致地区内建築許可事務事業			事業コード	0773
所属コード	092000	課等名	公園みどり課	係名	計画担当
課長名	今野 孝一	担当者名	高橋 慶太	内線番号	7267
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	うるおいのある公園・街路樹の確保	コード	4
	基本事業	私的空間の緑化推進	コード	3
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 6 目 風致地区内建築許可事務 (004-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	S55 年度	
根拠法令等	風致地区内の建築等の規制に関する条例 (岩手県条例第 19 号)			

(2) 事務事業の概要

岩手県条例「風致地区内の建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為の申請を受け、審査を行い、適正な行為については許可を行う事業。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

岩手県からの事務委任により、昭和 55 年 4 月から事務を行っている。なお、県条例の改正により、平成 16 年 5 月からは盛岡市の事務となっている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

市内の風致地区指定区域は、昭和 27 年の都市計画決定以来見直しが行われておらず、当時の指定目的に照らして地形や土地利用が変化している地区があることから、区域見直しの検討が必要になっている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

風致地区内において建築物の建築, 宅地の造成, 木竹の伐採などの行為をしようとする者。

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 申請件数	件	29	27	30	14	—
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

- ・風致地区内における行為の相談
- ・風致地区内行為許可申請の受付
- ・申請書の審査及び現地の確認
- ・許可書の交付

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 許可件数	件	29	27	30	14	—
B						
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

都市における良好な風致の維持保全を図る。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 許可率 (許可件数/申請件数)×100	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	—
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	150	140	160	70
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	600	560	640	280
計	トータルコスト A+B	千円	600	560	640	280
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

風致地区内行為の技術基準 (緑化のための壁面後退, 緑被率) を通じて, 宅地内等の私的空間に緑が生み出されているため, 施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

岩手県条例に基づく法定事務であり, 市が事業実施を行うことは妥当である。

③ 対象の妥当性

岩手県条例に基づく法定事務であり, その条例に基づく対象は, 現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

岩手県条例に基づく法定事務であり, 廃止・休止は出来ない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

岩手県条例に基づく法定事務である。近年は許可率が 100%で推移しており成果の向上余地はないが, 今後も許可申請を受けたものについて適切な指導を維持していく必要がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

風致地区内の行為を対象としていることから、特定の受益者は存在しない。

(4) 効率性評価

事業費がゼロであり、削減は出来ないが、類似事業と審査部署を統合することで、人件費の削減は可能である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

建築等行為に係る他の手続きとの事務の一元化や規制誘導地区の拡大には課題が多く、実現化には相応の時間を要する状況にあることから、関係部署と協議をしながら、当業務の課題解決に向けた方向性を探ることとしたい。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

建築行為に係る他の手続きが分散されているため、手続きに時間がかかることから、建築確認審査事務の担当課や宅地造成工事許可事務及び開発許可事務担当課と連携して事務を行うことにより克服する。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事業の推進に当たっては、かねてからの風致地区見直しが必要である。今般、条例制定が市町村の自治事務となったことから、地区の見直しを含めた条例制定を早期に取り組む必要がある。